

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月21日 16時00分ごろ
発生場所	長崎県長崎市三重式見港 三重式見港三重南防波堤西灯台から真方位070° 1.1海里付近 (概位 北緯32°49.1′ 東経129°46.6′)
事故の概要	遊漁船優美丸は、着岸作業中、係留中のプレジャーボートゆうかに衝突した。
事故調査の経過	平成30年12月12日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 優美丸、5.7トン NS2-23160（漁船登録番号）、個人所有 第292-39589号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート ゆうか、4.9トン NS3-502921（漁船登録番号）、個人所有 第292-51549号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷船尾部舷縁に亀裂、防舷材に破損、オーニング支柱に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、遊漁を終えて釣り客を降ろした後、船長Aが1人で乗り組み、船首着けで着岸作業中、風の影響を受けてA船の係留場所に振れ出していたB船を防舷材で押しながら着岸することとし、B船の振れが収まる前に約3ノットの対地速力で前進したところ、B船に衝突した。 B船は、無人で係留中、A船が衝突した。
分析	A船は、着岸作業中、船長Aが、風の影響を受けてA船の係留場所に振れ出していたB船を防舷材で押しながら着岸しようと思ひ、B船の振れが収まる前に前進したことから、B船に衝突したものと考えられる。 B船は、係留中、A船が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、着岸作業中、船長Aが、風の影響を受けてA船の係留場所に振れ出していたB船を防舷材で押しながら着岸しようと思ひ、B船の振れが収まる前に前進したため、B船に衝突したものと考

	えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 振れ出た他船が自船の係留の妨げになる場合は、他船の振れが収まるのを待ってから着岸作業を行うこと。</li></ul>